

都立・公社病院を地方独立行政法人に移行するための 「定款」議案提出に抗議し、撤回を求める声明

小池知事は、第3回定例都議会に、都立・公社14病院の「地方独立行政法人東京都病院機構」設立のための「定款」とその関連議案を提案すると発表しました。都直営の都立8病院を廃止し、公社6病院とともに地方独立行政法人へと統合する法的な第一歩を踏み出すものであり、自治体の医療行政の大きな後退につながるこの暴挙に断固抗議します。

新型コロナウイルス感染症により都内が医療崩壊状況となっている中で、一人でも多くの命を救うことが、東京都としての最優先課題です。8月には都内で新型コロナウイルス感染者の病院外死亡者が112人(9/13 毎日新聞)、自宅待機と入院調整中の感染者が39,592人(8/21 最大)となるなど、医療崩壊が現実のものとなりました。第1回定例会で知事は、コロナ禍対応を理由に「定款」議案提出を見送りました。この時より明らかに状況が悪化し、冬にかけて更なる波も予想される中で定款議案を提出することは、コロナ禍対応を軽んじる行為に他なりません。

現在、都立・公社病院は、全病床数の約28%にあたる2,000床をコロナ病床に転換し、都内コロナ病床6,683床の約3割を担っています。また、所属職場から都内各地へ感染症対策支援に赴いている職員もいます。東京都直営やそれに準じた公社病院だからこそ、こうした対応が可能なのです。

定款議案提出は、今まさに長期間の感染リスクの中で奮闘している医療従事者に、都職員からの身分や処遇の変更に伴う生活設計の見直しを突き付け、更なるストレスを負わせることとなります。医療従事者へのリスクどころか、足を引っ張る行為であり、コロナ対応を後退させる要因となります。

知事がやるべきことは、都民の健康と命を守るために全力を尽くし、安心して働ける環境を整えることです。地方独立行政法人化についても、コロナ禍前に策定した工程表に漫然としがみつくのではなく、未曾有のコロナ禍の中で都立・公社病院の果たした役割を、平時に戻ってから改めて評価・検証し直すべきです。

そもそも地方独立行政法人化は、独法法人に採算優先の効率的な運営を迫るとともに、東京都職員を削減し、都からの交付金、負担金を漸減させていく行政改革の一環です。それにより都民や自治体関与が後退し、患者負担が増えるとともに、結局は採算の取りにくい行政的医療の後退につながるものです。すでに独法化された国立病院機構や地域医療機能推進機構の病院が、この間の病床・人員削減で、全病床数の5~6%のコロナ病床確保に留まらざるを得ない実態を見ても明らかです。東京都健康長寿医療センターでも独法化により、差額ベッドや入院保証金など患者負担が増えるとともに、非常勤職員割合が増え専門技術継承に不安が生じています。これまで東京都は繰り返し「独法化は、医療ニーズの変化に柔軟で迅速な対応が可能」と説明してきましたが、コロナ禍を経る中で現実とは全く違うことが明確になりました。

以上、私たちは、都立・公社病院の地方独立行政法人化が、東京全体の地域医療・行政的医療の後退をもたらし、将来に大きな禍根を残すことから到底是認することはできません。ましてや都立・公社病院が、終息の見えない新型コロナウイルス感染症対応の最前線で、都民の命のとりでとして重要な役割を果たしている最中に、その役割を後退させ、現場に混乱をもたらす「定款」議案提出は、今いちばんしてはならない暴挙です。

私たちは多くの都民とともに、「定款」議案提出に改めて強く抗議し、知事にその撤回と、都民の命を救うことに全力を尽くすことを求めます。

2021年9月21日

人権としての医療・介護東京実行委員会